

第七十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三十四号

昭和四十八年六月二十日(水曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。
水産業被害対策小委員

金子 岩三君 飯谷 忠男君
坂村 吉正君 白濱 仁吉君
丹羽 兵助君 安田 貴六君
山崎平八郎君 角屋堅次郎君
柴田 健治君 馬場 昇君
中川利三郎君 瀬野栄次郎君
稲富 稜人君
水産業被害対策小委員長 飯谷 忠男君

昭和四十八年六月二十日(水曜日)

午後二時二十一分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君
理事 坂村 吉正君
理事 飯谷 忠男君
理事 藤本 孝雄君
理事 渡辺美智雄君
理事 津川 武一君
理事 笠岡 喬君
理事 島田 安夫君
理事 長谷川 峻君
理事 湊 徹郎君
理事 角屋堅次郎君
理事 馬場 昇君
理事 瀬野栄次郎君
理事 稲富 稜人君

出席政府委員

農林大臣 櫻内 義雄君
農林大臣官房長 三善 信二君
農林省農林経済局長 内村 良英君
農林省農蚕園芸局長 伊藤 俊三君

委員外の出席者

農林大臣官房審議官 堀川 春彦君
農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

本日の会議に付した案件

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案(内閣提出第一一六号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。
櫻内農林大臣。

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案
畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

目次

第一章 総則(第一条、第二条)
第二章 農業共済組合及び市町村の共済事業(第三条、第十五条)

第三章 農業共済組合連合会の保険事業(第十六条、第二十条)
第四章 政府の再保険事業(第二十一条、第二十六条)

第五章 雑則(第二十七条、第三十条)
第六章 罰則(第三十一条)

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、農業者が畑作物(農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)による

農作物共済、蚕繭共済及び果樹共済に係る畑作物(以下「農業災害補償法対象畑作物」という。)を除く。以下同じ。の栽培及び施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することという。以下同じ)に關し災害によつて受けることのある損失を適切に填補する制度の確立に資するため、農業共済組合及び市町村による畑作物共済事業及び園芸施設共済事業、これらの共済事業による共済責任についての農業共済組合連合会による保険事業並びにその再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めるものとする。(定義)

第二条 この法律において「指定畑作物」とは、主要な畑作物のうち政令で定めるもの(特定園芸施設の内外部で栽培されるものを除く)をいう。

2 この法律において「特定園芸施設」とは、施設園芸の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設(これに附屬する設備を含み、農林省令で定める簡易なものを除く)をいう。

第二章 農業共済組合及び市町村の共済事業
(共済事業の実施)
第三条 畑作物共済事業及び園芸施設共済事業は、農業共済組合及び農業災害補償法第八十五条の第三項の認可を受けた市町村のうちその申請により都道府県知事が指定するもの(以下「指定組合等」という。)が行なう。

2 農業共済組合又は市町村は、前項の指定を申請しようとするときは、農林省令で定めるところにより、その行なおうとする畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る次に掲げる事項に關する共済事業計画を記載した申請書に、当該

事業の収支の見積り及び実施の細目に関する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 共済目的とする指定畑作物の種類(畑作物共済事業に限る。)
二 事業実施地域
三 事業規模

3 農業共済組合又は市町村は、第一項の指定を申請しようとするときは、あらかじめ、前項の共済事業計画につき、農業共済組合にあつては總會又は總代会の議決、市町村にあつては議会の議決を経たうえ、当該農業共済組合又は市町村がその組合員となつてゐる農業共済組合連合会の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をする場合においては、当該都道府県の区域を通ずる指定畑作物に係る生産事情又は特定園芸施設の設置状況及びこれらに係る災害の発生状況に照らし畑作物共済事業又は園芸施設共済事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行なわれることを旨としてこれをしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の申請に係る農業共済組合又は市町村がその組合員となつてゐる農業共済組合連合会が第十六条第一項の規定により当該申請に係る畑作物共済事業又は園芸施設共済事業による共済責任について保険事業を行なうこととなる場合でなければ、第一項の指定をしてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(共済約款)
第四条 指定組合等は、その行なう畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る共済約款を定め、

都道府県知事の認可を受けなければならない。
2 共済約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 被共済者の資格に関する事項
二 共済契約の締結の要件に関する事項
三 共済目的に関する事項
四 共済責任期間に関する事項
五 共済掛金率及び純共済掛金率に関する事項
六 共済掛金の支払に関する事項
七 共済金額の制限及び削減に関する事項
八 共済金の支払及びその免責に関する事項
九 損害額の認定及び算定方法に関する事項
十 その他農林省令で定める事項

3 共済約款の認可に関する基準は、農林省令で定める。
4 前条第三項及び第六項の規定は、第一項の認可及びその申請について準用する。
(共済事業計画等の遵守)
第五条 指定組合等は、その共済事業計画及び共済約款に従つて畑作物共済事業又は園芸施設共済事業を行ななければならない。
(共済事業計画等の変更)
第六条 指定組合等は、その共済事業計画又は共済約款を変更しようとするときは、農林省令で定めるところにより、その変更につき、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第三条第三項、第四項(共済事業計画を変更する場合に限る)及び第六項の規定は、前項の認可及びその申請について準用する。
(指定の取消し)
第七条 都道府県知事は、指定組合等が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る業務又は会計につき法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。
2 前項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における当該共済事業、これに係る共済契約、その共済責任に係る保険契約及びその保険責任に係る再保険契約に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 畑作物共済は、被共済者が栽培する指定畑作物をその共済目的とする。
2 園芸施設共済は、被共済者が所有し、又は管理する特定園芸施設をその共済目的とし、共済約款において定めるときは、これにあわせて次に掲げる物についても、これらをその共済目的とする。
一 被共済者が所有し、又は管理する農林省令で定める施設園芸施設(特定園芸施設を除く)であつて、共済目的とされた特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの
二 共済目的とされた特定園芸施設の内部で被共済者が栽培する農作物(農業災害補償法対象畑作物その他農林省令で定める農作物を除く)。
(共済の対象とする損害)
第九条 指定組合等は、その共済目的につき風水害その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害、鳥獣害又はこれらに準ずる事故で農林省令で定めるものによつて生じた損害(前条第二項第二号に掲げる共済目的に係るものにあつては、共済目的とされた特定園芸施設につき生じた事故に伴つて生じたものに限り)について、被共済者に共済金を支払うものとする。
(共済金額)
第十条 畑作物共済の共済金額は、指定畑作物に係る収穫物の単位当たり価格に基準収穫量を乗じて得た金額(以下「基準収穫金額」という)に政令で定める率を乗じて得た金額をこえない範囲内において、共済契約で定める金額とする。
2 前項の単位当たり価格は都道府県知事が、同項の基準収穫量は過去一定年間に於ける当該被共済者の当該収穫物の収穫量を基礎として指定組合等が、それぞれ農林大臣が定める準則に従つて定めるものとする。
3 園芸施設共済の共済金額は、共済価額に政令

で定める率を乗じて得た金額をこえない範囲内において、共済契約で定める金額とする。
4 前項の共済価額は、農林省令で定めるところにより、共済目的とされた特定園芸施設及び第八条第二項第一号に掲げる施設園芸施設の価額を基礎とし、共済目的とされた同項第二号に掲げる農作物の生産費を勘案して、指定組合等が定める金額とする。
5 園芸施設共済の共済金が支払われた場合においては、当該共済金に係る損害の発生した時以後の当該園芸施設共済の共済金額は、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額された金額となるものとする。
(純共済掛金率)
第十一条 純共済掛金率は、各指定組合等につき指定畑作物の種類ごと又は農林省令で定める施設園芸施設の種類ごと及び農林大臣が定める基準共済掛金率を下らない範囲内の率としなければならない。

2 指定組合等は、前項の規定にかかわらず、事業実施地域を二以上の地域に分けた場合においては、農林省令で定めるところにより、その地域ごとの純共済掛金率をその地域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が同項の基準共済掛金率を下らないものとなるように定めることができる。
(共済金)
第十二条 畑作物共済の共済金は、共済契約ごとに、その共済目的に係る第九条に規定する損害(指定組合等が填補する責を負わないものを除く)に係る損害額の共済責任期間を通じての総額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、共済金額に当該損害額の総額の基準収穫金額に対する割合に応じて政令で定める割合を乗じて得た金額とする。
2 園芸施設共済の共済金は、共済契約ごとに、その共済目的に係る第九条に規定する損害(指定組合等が填補する責を負わないものを除く)に係る損害額の共済金額に当該損害額の総額の基準収穫金額に対する割合に応じて政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第十三条 第三条第一項の指定を受けた農業共済組合は、畑作物共済事業又は園芸施設共済事業の経理については、農業災害補償法第九十九条の二第一項の規定によるほか、他の事業と区分してこれを行ななければならない。
2 第三条第一項の指定を受けた市町村は、畑作物共済事業又は園芸施設共済事業の経理については、農業災害補償法第九十九条の二第二項の特別会計において他の事業と区分してこれを行ない、その経費は、当該畑作物共済事業又は園芸施設共済事業による収入をもつて充てなければならない。
3 農業災害補償法第九十九条の二第三項及び第四項の規定は、第三条第一項の指定を受けた市町村が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業を行なう場合に準用する。
(資料の提供に関する協力)
第十四条 指定組合等は、畑作物共済又は園芸施設共済の共済金額の決定又は共済金に係る損害額の認定に関し必要があるときは、被共済者若しくは共済契約の締結の申込みをした者からその生産した指定畑作物若しくは特定園芸施設の内部で栽培した農作物に係る収穫物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該収穫物の売却を受けた者又は被共済者若しくは共済契約の締結の申込みをした者に施設園芸施設に係る資材の数量、価格等に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。
(準用規定等)
第十五条 農業災害補償法第四十七条(同法第八十五条の九第四項において準用する場合を含む)、第八十五条の十二、第九十一条、第九十二条、第九十三条第二項、第三項及び第五項、第

く)に係る損害額が農林省令で定める金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該損害額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。
(経理)
第十三条 第三条第一項の指定を受けた農業共済組合は、畑作物共済事業又は園芸施設共済事業の経理については、農業災害補償法第九十九条の二第一項の規定によるほか、他の事業と区分してこれを行ななければならない。
2 第三条第一項の指定を受けた市町村は、畑作物共済事業又は園芸施設共済事業の経理については、農業災害補償法第九十九条の二第二項の特別会計において他の事業と区分してこれを行ない、その経費は、当該畑作物共済事業又は園芸施設共済事業による収入をもつて充てなければならない。
3 農業災害補償法第九十九条の二第三項及び第四項の規定は、第三条第一項の指定を受けた市町村が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業を行なう場合に準用する。
(資料の提供に関する協力)
第十四条 指定組合等は、畑作物共済又は園芸施設共済の共済金額の決定又は共済金に係る損害額の認定に関し必要があるときは、被共済者若しくは共済契約の締結の申込みをした者からその生産した指定畑作物若しくは特定園芸施設の内部で栽培した農作物に係る収穫物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該収穫物の売却を受けた者又は被共済者若しくは共済契約の締結の申込みをした者に施設園芸施設に係る資材の数量、価格等に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。
(準用規定等)
第十五条 農業災害補償法第四十七条(同法第八十五条の九第四項において準用する場合を含む)、第八十五条の十二、第九十一条、第九十二条、第九十三条第二項、第三項及び第五項、第

九十四条から第九十八条の二まで、第九十九条
第一項（第四号、第六号及び第七号を除く。）及
び第三項、第九十条、第九十一条、第九十二条の
五第二項並びに第九十二条の六並びに商法
（明治三十二年法律第四十八号）第六百三十九条
から第六百四十五条まで、第六百四十九条、第
六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、烟
作物共済及び園芸施設共済並びにこれらに係る
共済事業について準用する。この場合において、
これらの規定の準用に關し必要な技術的読替
は、政令で定める。

2 烟作物共済事業及び園芸施設共済事業につ
いては、これらを農業災害補償法に規定する共済
事業であるものとみなして同法第三十条第一項
（第五号の二、第九号及び第十号に係る部分
に限る。）及び第八十五条の三の二（同法第三十
条第一項第五号の二、第九号及び第十号に掲げ
る事項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第三章 農業共済組合連合会の保険事業 （保険事業の実施）

第十六条 指定組合等が烟作物共済事業又は園芸
施設共済事業によつて被共済者に対して負う共
済責任については、申請により農林大臣が指定
する農業共済組合連合会（以下「指定連合会」と
いう。）で当該指定組合等をその組合員とするも
のがこれを保険する事業を行なう。

2 農業共済組合連合会は、前項の指定を申請し
ようとするときは、農林省令で定めるところに
より、その行なおうとする烟作物共済又は園芸
施設共済に係る保険事業に係る次に掲げる事項
に關する保険事業計画を記載した申請書に、当
該事業の収支の見積り及び実施の細目に関する
書類を添えて、都道府県知事を経由して農林大
臣に提出しなければならない。

一 保険目的とする共済責任に係る指定烟作物
の種類、烟作物共済に係る保険事業に限る。）
二 事業規模

3 農業共済組合連合会は、第一項の指定を申請
しようとするときは、あらかじめ、前項の保険事

業計画につき、総会の議決を経なければならない。
4 農業共済組合連合会は、第一項の指定を受け
たときは、農林省令で定めるところにより、遅
滞なく、その旨をその組合員である農業共済組
合及び市町村に通知しなければならない。
5 第三條第四項の規定は、第一項の指定をする
場合に準用する。この場合において、同條第四
項中「当該都道府県の区域」とあるのは、「全国」
と読み替へるものとする。

（保険契約の当然成立）
第十七条 烟作物共済又は園芸施設共済の共済契
約が成立したときは、当該指定組合等とこれを
その組合員とする指定連合会との間に、当該共
済契約により当該指定組合等が負う共済責任を
保険する保険契約が成立する。
（準用規定）
第十八条 前條の保険契約においては、当該保険
契約に係る共済契約による共済責任のうち政令
で定める割合の部分を保険するものとする。

（純保険料率）
第十九条 第十七條の保険契約に係る純保険料率
は、当該保険契約に係る共済契約について定め
られている純共済掛金率と同率とする。
（準用規定等）
第二十条 第四條から第七條まで及び第十三條第
一項、農業災害補償法第四十七條、第九十一條、
第九十二條、第九十五條から第九十八條の二ま
で、第九十九條第三項、第一百條、第一百一條、第
百二十七條から第二百二十九條まで、第二百四十
二條の五第二項及び第二百四十二條の六並びに商法
第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十
九條、第六百六十二條及び第六百六十三條の規
定は、烟作物共済又は園芸施設共済による共済
責任に係る保険及び保険事業について準用する。
この場合において、これらの規定の準用に關し
必要な技術的読替は、政令で定める。

2 烟作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業
については、これを農業災害補償法に規定する
保険事業であるものとみなして同法第三十條第

一項（第五号の二、第九号及び第十号に係る部
分に限る。）の規定を適用する。
第四章 政府の再保険事業
（政府の再保険）
第二十一条 指定連合会が烟作物共済又は園芸施
設共済に係る保険事業によつてその組合員であ
る指定組合等に対して負う保険責任については、
政府がこれを再保険する事業を行なう。
（再保険契約の当然成立）
第二十二条 烟作物共済に係る保険契約により指
定連合会が負うすべての保険責任については、
これに係る政令で定める指定烟作物の種類、区
分及びその区分ごとの農林省令で定める收穫期
の区分ごとに、その区分に属する保険契約が最
初に成立した時に、当該指定連合会と政府との
間に、当該保険責任を再保険する一の再保険契
約が成立する。

2 園芸施設共済に係る保険契約が成立したとき
は、当該指定連合会と政府との間に、当該保険
契約により当該指定連合会が負う保険責任を再
保険する再保険契約が成立する。
（再保険金額）
第二十三条 烟作物共済に係る再保険金額は、当
該再保険契約に係る保険契約による保険金額の
合計額のうちその合計額に当該保険契約による
保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣
の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金
額を算出し、これに政令で定める率を乗じて得
た金額に相当する金額とする。

2 園芸施設共済に係る再保険金額は、当該再保
險契約に係る保険契約による保険金額のうちそ
の危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を
乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、
これに政令で定める率を乗じて得た金額に相当
する金額とする。
（再保険料率）
第二十四条 再保険料率は、当該再保険責任に係
る危険に対応するものとして農林大臣の定める

率とする。
（再保険金）
第二十五条 烟作物共済に係る再保険金は、当該
再保険契約に係る保険契約により支払うべき保
險金の合計額がこれに係る保険金額の合計額に
第二十三條第一項の農林大臣の定める率を乗じ
て得た金額をこえる場合に支払うものとし、そ
の金額は、当該保険金の合計額のうちそのこえ
る部分の金額に同項の政令で定める率を乗じて
得た金額に相当する金額とする。

2 園芸施設共済に係る再保険金は、当該再保
險契約に係る保険契約により支払うべき保険金
の額がこれに係る保険金額に第二十三條第二項
の農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえ
る場合に支払うものとし、その金額は、当該保
險金のうちそのこえる部分の金額に同項の政令
で定める率を乗じて得た金額に相当する金額と
する。
（準用規定）
第二十六条 農業災害補償法第三十七條の二及
び第三十八條から第四十條まで並びに商法
第六百四十二條、第六百四十三條、第六百六十
二條及び第六百六十三條の規定は、烟作物共済
及び園芸施設共済に係る再保険について準用す
る。この場合において、これらの規定の準用に
關し必要な技術的読替は、政令で定める。

第五章 雑則
（国の助成）
第二十七条 国は、毎會計年度、予算の範囲内にお
いて、政令で定めるところにより、指定組合等が
烟作物共済事業及び園芸施設共済事業を行ない、
指定連合会がこれらの共済事業に係る保険事業
を行なうのに要する事務費を補助するものとする。
2 国は、前項の規定による補助のほか、烟作物
共済事業及び園芸施設共済事業の実施を円滑に
するため、毎會計年度、予算の範囲内におい
て、政令で定めるところにより、烟作物共済及
び園芸施設共済の共済契約者に対し、交付金を
交付することができる。

3 前項の交付金に相当する金額は、毎會計年度、

予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

4 第二項の交付金で政令で定めるものは、共済契約者に交付するのに代えて、当該共済契約者が指定組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合等に交付し、指定組合等が指定連合会に支払うべき畑作物共済若しくは園芸施設共済に係る保険料の全部若しくは一部に充てるため当該指定連合会に交付し、又は指定連合会が政府に支払うべき畑作物共済若しくは園芸施設共済に係る再保険料の全部若しくは一部に充てて農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

(農業共済基金からの資金の貸付け等)

第二十八条 農業共済基金は、農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二二号)第三十三条の規定にかかわらず、指定組合等及び指定連合会に対し、畑作物共済又は園芸施設共済に係る共済金又は保険金の支払に關し、当該指定組合等若しくは指定連合会が必要とする資金の貸付け又は当該指定組合等若しくは指定連合会が負担する債務の保証を行なうことができる。

2 前項の規定により農業共済基金から貸付けを受けた資金又は同項の規定により農業共済基金がした保証に係る借入金は、同項に規定する共済金又は保険金の支払以外の目的に使用してはならない。

3 農業共済基金法第三十六条第二項の規定は、前項の規定に違反して資金又は借入金を他の目的に使用した場合に準用する。

(報告の徴収)

第二十九条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合等又は指定連合会から報告を徴収することができる。

(印紙税の非課税)

第三十条 畑作物共済若しくは園芸施設共済又はこれらに係る保険に関する文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 保険証券

二 第十五条第一項において準用する農業災害補償法第八十五条の十二第一項の規定による委託に関する契約書

三 第二十八条第一項の規定により指定組合等又は指定連合会が農業共済基金から資金の貸付けを受け、又は農業共済基金がした保証に係る借入れをする場合において、当該指定組合等又は指定連合会が作成する消費貸借に関する契約書(当該指定組合等又は指定連合会が保存するものを除く)。

第六章 罰則

第三十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした第三十一条の指定を受けた農業共済組合又は指定連合会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第十三条第一項(第二十條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
二 第十五条第一項又は第二十條第一項において準用する農業災害補償法第九十一条、第一百条又は第一百一条の規定に違反したとき。
三 第十五条第一項又は第二十條第一項において準用する農業災害補償法第四十二条の五第二項の規定による命令に違反したとき。

附則

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の六条を加える。

第二十五条 畑作物共済及び園芸施設共済に關する臨時措置法(昭和四十八年法律第

号)ニ依ル畑作物共済及園芸施設共済ニ係ル再保険事業ノ経理ハ第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本會計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二十六条 本會計ニ前條ノ再保険事業ノ経理ヲ明確ニスル為第二條ニ規定スル各勘定ノ外臨時畑作物勘定ヲ設ク

第二十七条 再保険金支払基金勘定ニ於テハ第二條ノ二第一項ノ規定ニ依ルモノノ外臨時畑作物勘定ヨリノ受入金及其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第二條ノ二第一項ニ規定スル一般会計ヨリノ受入金ハ同條第二項及第二十四條第一項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ畑作物共済及園芸施設共済ニ關スル異常災害ノ発生ニ伴フ臨時畑作物勘定ニ於ケル再保険金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルモノトス

第二條ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル臨時畑作物勘定ヘノ繰入金ニ付テ之ヲ準用ス

第二十八條 臨時畑作物勘定ニ於テハ畑作物共済及園芸施設共済ニ關スル再保険事業經營上ノ再保険料、一般会計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、畑作物共済及び園芸施設共済に關する臨時措置法第二十七條第二項ノ交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十九條 業務勘定ニ於テハ第五條及第二十三條ノ規定ニ依ルモノノ外畑作物共済及園芸施設共済ニ關スル再保険事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金及同事業ノ業務取扱ニ關シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三十條 第六條第二項及第四項、第六條ノ二第一項、第八條乃至第十條並ニ第十二條ノ規定ハ臨時畑作物勘定ニ付テ之ヲ準用ス

最近における農業事情の推移等にかんがみ、農業者が畑作物の栽培及び施設園芸に關し災害によつて受けることのある損失を適切に填補する制度

の確立に資するため、農業共済組合及び市町村による畑作物共済及び園芸施設共済の事業、その共済責任についての農業共済組合連合会による保険の事業並びにその保険責任についての政府による再保険の事業の試験的な実施について必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○農内閣府大臣 畑作物共済及び園芸施設共済に關する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業災害補償制度につきましては、制度創設以來、農業經營の安定のため多大の寄与をしてまいりましたことは、御承知のとおりであります。最近における農業事情の変化に対応して、本制度の対象範囲を拡大し、新しい部門にもこれを適用することが関係各方面から強く要請されるに至っております。

政府におきましては、このような情勢にかんがみ、果樹について五年間の試験実施を経たのち、本年度から果樹共済事業を本格的に実施することとしておりますが、農業生産の適地適作を推進していくためには、さらにその他の畑作物農業等についても、適切な災害補償制度の確立が強く望まれております。

このため、政府といたしましては、従来から主要な畑作物及び施設園芸に關し、種々調査検討を続けてまいったところであり、本格的な共済制度を樹立するのに必要な諸種の資料がなお十分整備されていない状況でありますので、まず試験的に事業を実施し、その過程において共済掛金率算定のための基礎資料の収集、損害の評価等事業運営上の諸問題の検討を行ない、適切な災害補償制度の確立に備えることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。以下その主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、今回試験実施を行なうといたしております共済事業は、畑作物共済と園芸施設共済の二種類であります。その対象としましては、畑作物共済におきましては、主要な畑作物のうちから政令で定めることといたしております。当面、バレイショ、てん菜、大豆、アズキ、インゲン及びサトウキビの六品目を予定しております。また、園芸施設共済におきましては、温室その他の施設園芸用施設を予定しております。なお、園芸施設共済におきましては、内容農作物もこれに含めて対象とし得ることといたしております。

第二に、事業の実施につきましては、特定の農業共済組合等及び農業共済組合連合会をその申請により都道府県知事または農林大臣が指定し、その指定を受けたものが共済事業及び保険事業を行ない、さらに政府がこれに対する再保険事業を行なうことといたしております。

第三に、事業の内容でございますが、畑作物共済におきましては、対象畑作物につき、自然災害、病虫害等による損害が一定割合をこえた場合に、また、園芸施設共済におきましては、対象園芸施設等につき、自然災害等によって損害が生じた場合に、それぞれ、共済金額及び損害割合に応じて共済金を支払うことといたしております。

第四に、国は、農業共済組合等及び農業共済組合連合会がこの法律による共済事業または保険事業を行なうのに要する事務費を補助するほか、共済事業の円滑な実施をはかるため、畑作物共済及び園芸施設共済に加入する者に対して、交付金を交付することができることといたしております。

このほか、農業共済基金の融資措置等事業の円滑かつ適正な運営を期するために必要な事項についての規定を設けることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただけますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で本案の趣旨説明は終わりました。

次に、本案について補足説明を聴取いたします。内村農林経済局長。

○内村(農)政府委員 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は全六章及び附則からなっておりますが、まず第一章におきましては、この法律案の趣旨等を定めております。

この法律は、農業共済組合及び市町村による畑作物共済事業及び園芸施設共済事業、これらの共済事業による共済責任についての農業共済組合連合会による保険事業並びにその保険事業による保険責任についての政府による再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めることによつて、畑作物の栽培及び施設園芸に関する適切な災害補償制度の確立に資することをその趣旨といたしております。

また、畑作物共済の対象とします畑作物は、政令で定めることとなりますが、政令では、畑作物のうち相当規模の栽培実績があり、保険設計も可能なものを選ぶこととし、当面、提案理由説明で申し上げた六品目を予定いたしております。

次に、園芸施設共済の対象とします施設は、施設園芸用施設のうち、温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設といたしております。

第二章におきましては、農業共済組合及び市町村が行ないます畑作物共済事業及び園芸施設共済事業につきまして、その実施の手続と事業の内容を定めております。

実施の手続といたしましては、畑作物共済事業または園芸施設共済事業を行なうとする農業共済組合または市町村は、農業共済組合にあっては総会または総代会の議決、市町村にあっては議会の議決を経て、その行なうとする共済事業の基となる事項についての共済事業計画を定め、農

業共済組合連合会の同意を得た上、都道府県知事に申請して、その指定を受けなければならないこととしております。

次に、事業の内容であります。まず畑作物共済におきましては、共済契約ごとに、被共済者が対象畑作物につき、自然災害、火災、病虫害、鳥獣害等によって政令で定める一定割合以上の損害を受けた場合に、農業共済組合または市町村が共済金額及び損害の程度に応じた支払い割合により共済金を支払うことといたしております。

園芸施設共済におきましては、共済契約ごとに、被共済者が対象施設につき、畑作物共済と同様の災害によって損害を受けた場合に、共済金額及び損害割合により共済金を支払うことといたしております。なお、対象施設の内部で栽培される農作物及び付帯的な施設につきましては、あわせて共済の対象とし得ることといたしております。

その他、共済約款、共済金額、純共済掛け金率、資料の提供についての協力要請に関する規定を設ける等事業の適正かつ円滑な運営を期するために必要な規定を定めております。

第三章におきましては、農業共済組合連合会の行ないます保険事業につきまして、その実施の手続と事業の内容を定めております。

まず、実施の手続といたしましては、畑作物共済または園芸施設共済にかかわる保険事業を行なうとする農業共済組合連合会は、農業共済組合等の場合に準じ、農林大臣の指定を受けなければならないこととしております。

次に、事業の内容であります。保険契約は農業共済組合または市町村の段階で共済契約が成立したときに当然に成立することとし、共済責任のうち政令で定める割合の部分歩合で保険することとする等所要の規定を設けております。

第四章におきましては、政府の再保険事業について規定しております。

農業共済組合連合会が負う保険責任については、政府がこれを再保険する事業を行なうこととし、この場合の再保険契約は当然に成立することといたしております。

再保険の内容は、いわゆる超過損害歩合再保険方式によることとし、再保険金額、再保険料率等につき所要の規定を設けております。

第五章におきましては、国の助成及び農業共済基金の融資等について規定しております。

国の助成につきましては、すでに提案理由説明で申し上げたとおり、事務費の補助及び共済契約者に対する交付金の交付に関する規定を定めております。

次に、農業共済基金は、農業共済組合等及び農業共済組合連合会に対し、共済金または保険金の支払いに關し、必要とする資金の貸し付け等を行なうことができることとするともに、印紙税の非課税措置等について所要の規定を設けております。

第六章は、罰則に関する規定であります。

附則におきましては、この法律案の施行期日及び農業共済再保険特別会計法の一部改正について定めております。

この法律の施行につきましては、事業実施のための諸準備に要する期間を考慮して、昭和四十九年四月一日からといたしております。

次に、農業共済再保険特別会計法につきまして、政府の再保険事業の経理は、農業共済再保険特別会計に臨時畑作物勘定を設けて行なうことといたしております。

以上をもちまして畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案の提案理由の補足説明を終わります。

○佐々木委員長 以上で本案の補足説明は終わりました。

○佐々木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田(政)委員 畑作地帯におきます農民の皆さんの長い間の待望であります畑作物共済が、試験実施とはいえ、今回の目を見よう、こういうこと

で本日提案になったわけですが、私どもは、これら畑作共済制度の問題につきまして、長い間政府当局にも農民の立場でお願いをし、また相談もしてまいりましたわけでありすけれども、今回出されてまいりました実験共済の内容を見ますと、私は非常に多くの失望を禁ぜざるを得ないわけでありす。

現地におきますそれぞれの畑作農民の期待というのは、今日のように非常に災害のひんぱんに起こる状態の中、さらにはまた農業の制限の中で病虫害の発生など、なかなかにしてはいへないいわゆる経営上のネックをかかえているわけでありすし、さらにまた大きな問題としては、これから今出された六品目の中におきましても、特にそれぞれ特徴と個性を持っている畑作物ばかりでありますから、それだけになかなかこの制度の発足にあたっては難儀をされたであろうということについては十分想像をいたしますし、それだけに期待が非常に大きく持たれていたわけでありす。労作に対して、冒頭からいちゃんをつけるように悪いのでありますけれども、せっかく待望久しかった共済制度の発足でありますので、この機会に私は若干の問題点を指摘しながら、本格実施に移る過程におきます素材として、十分ひとつ、この共済制度を通して現地で苦労しております畑作農民のそうした苦勞に報い得るような制度を確立する、そういう前提に立って質問をしてみたいと思っております。

今回は、畑作物のほかに施設共済が加わっておりますけれども、わが党としては、それぞれ地域におります者の立場から、私は、主として北海道の五品目の畑作共済制度のあり方を中心にひとつ議論をしてみたい、こう考えております。さて、前置きが少し長くなりましたけれども、この制度が発足する前に、すでに北海道においては自主的に地方自治体あるいはまた共済連、こういう立場で実験の共済をやっているわけでありす、これらの試験結果をどのように政府当局としては評価をされているのか、これをまずお尋

ねをいたします。
○内村(農)政府委員 畑作物の共済につきましては、昭和三十三年以降北海道を中心に農林省の委託によりまして被害率及び保険設計上問題となる事項について調査を行ないまして、学識経験者の意見等もあわせ聞くということで、検討を続けてきたところでございます。

この間、北海道におきましては、先生御承知のとおり、農業団体及び畑作農家から強い要望がございまして、昭和四十一年度から四十三年度までの三年間道単独でパレイショ、てん菜、大豆、小豆、インゲンを対象に共済事業の実験実施を行ないました。その実験は五地区百戸を対象に行ないまして、三年間で年間掛け金総額の約一・五倍に当たります三百八十八万五千円の不足金を出しまして事業の実験が終わったわけでありす。

このような不足金が出ました原因としては、主としてアズキとインゲンの赤字によるものでございまして、パレイショ、てん菜は黒字を生んだわけでございます。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)
そこで、この調査の結果を通じてどういふことが問題になり、今後の検討事項として認識されたかということでございますが、まず第一に、畑作物につきましては、作物によりまた地域によって保険需要に格差がございまして、危険分散に必要な多数加入者の確保についてなかなかむずかしい事情があるということが明らかになったわけでございます。

第二に、災害の態様から見ても、一部地域では危険分散をはかりにくいこと、さらに畑作物については作付耕地が年次により変動することが多いほか、収量変動の大きいものあるいは価格変動の大きいものなどがあつて、共済事業の制度化についてはさらに検討する必要があることが痛感されたわけでございます。

案申し上げたところでございます。
○島田(憲)委員 ただいまの自主共済実施にかかわる農林省の一応の評価というものが出されたわけでありす、最後に局長がおっしゃった、危険分散が非常にむずかしい作物である、それから作付収量、価格の変動が非常に激しい作物であるだけに、非常に畑作共済については取り組みにくい、こういう意味のことをおっしゃったと思うのであります、その中で、特にパレイショ、ピートを除くほかの三品目については、三百八十八万五千円という赤字を出した、こういう一つの経過が報告されたわけでありすけれども、私は、それぞれこれら実験に当たりました町村の意見などを聞いておきますと、単独でごく一地域にわたるようなやり方ではやはりこの共済制度というものは十分生きてこない。したがって、全道的にあるいは全国的にできるだけ広くこの制度を取り入れられるということではなければならぬ。また五品目に限るといふことにも問題があるのではないか、こういう意見などもこの試験実施の中からわれわれ聞いていたわけでありす。

今回はこうした自主実験の経過といえます、三年間の一つの成果を踏まえて、さらに充実したものとして本格実施を直ちにすることか実はわれわれ期待をしていたわけでありす、いま局長からお話のありましたように、こうした問題がさらに解明されなければならぬので、引き続き五年間の試験実施をする、こういうふうな考え方をまとめたのだという話でありましたけれども、私はそうした一つの試験の結果を踏まえて、問題点というものが明らかになったわけでありすから、五年間もさらに試験をやらなければならぬという必要性はないのではないかと、いふうにこの期間については考えておりました。

この五年間の間においてもいろいろ問題がたふさん出てくることは想像にかたくないわけでありすけれども、農林省が一応出しましたこの案と、主産地であります北海道が一応考えております案との間にもかなりの開きがあるわけでありす。

すので、これらの問題点をひとつ比較しながら、思い切つて試験実施であつても中身を変えていくという考えがあるかどうか、その点をまずひとつ冒頭に承つてからそれぞれひとつ御意見を聞きたい、こう思っているわけでありす。

局長いま申し上げた点はおわかりいただけなかったかもしれませんが、いろいろと団体からの要求あるいは農民からの要求があつたわけでありす。それはもう十分承知をされていたと思うのであります、これに対して今回の農林省案といふのはかなり後退をしている、こう思うのでありますけれども、これはどこにそういう現地の声を十分反映することができなかった原因があつたのか、それをひとつ明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○櫻内閣務大臣 今回の法案には、現地での検討調査や農業団体との意見交換等を通じて、農家や団体の意向をできる限り反映させるようにつとめたところでございますが、一つには保険技術上の問題、それから他の共済事業とのバランスの関係、それから試験実施としての制約などからいたしまして、すべて要望どおりになっていないという点のあることは私もそのように存じておるわけでございますが、いま申し上げたような点については、この試験実施を通じての検討をまわしまして、本格実施の段階でさらに改善につとめてまいりたいと考えております。

なお、先ほど五年間の問題についてお触れになっておりましたが、一応五年間という予定にはしてありますが、法律上は特に試験期間を定めておらず、試験実施の状況を見ながら、早期に結論が得られるようであれば、それに応じて弾力的に対処してまいりたい、このように思つております。

○島田(憲)委員 それでは、この今回出された法案の中の問題点をひとつ指摘をしたいと思ふのであります。この対象作物については、現段階においては、いろいろと現地にも意見はありますけれども、ま

ずまずバレイショ、てん菜あるいは豆類、こういうふうな限定の中で実施をされるということについては、これは実情としてやむを得ない、こういうふうには私には考えます。

そこで、共済責任期間の問題でありますけれども、この法律の中では発芽期から収穫期までとわめて抽象的に書かれているわけでありまして、というのは、発芽期といいますが、確かにそれは発芽期といえは具体的でありますけれども、実情から見れば、発芽した後において災害が多く発生するかという、必ずしもそうはなっていないのであります。

たとえば私のところの斜里郡、網走郡の実態の中では、きわめて恒常的に起こってまいります災害としてきわめて特徴的なのは、御存じの風害であります。これは種をまいたらもうそのときから災害防止を考慮しておかなければならぬという地域であります。この地域を視察されあるいは調査された方の中では十分御理解をいただけたらと思えますけれども、発芽以前にたいへんな災害が起こるのではありません。昨年も斜里三町を襲いました春先の風害はたいへんな被害をもたらしました。これはビートの種にしましてもあるいはバレイショにしましても豆にしましても、発芽する以前に風で吹き飛ばされてしまった。こうした災害が、実はこの地域には、昨年度だけではなくてもまた起こっておりますし、毎年恒常的に起こっているということが言えると思っております。

これは災害対策を進めなければならぬという議論がそこに出てくると思えますけれども、これはまた別におきまして、こうした災害の常襲地帯といわれているところの共済制度のあり方としては、この発芽期からということでは、実は実態にそぐわないという面があります。この辺をどのようにお考えになっているのか、これがまず一点。それから収穫期ということでありまして、これもこれも収穫をするというの、畑から抜き取って畑に堆積をしたところまでをいうのか、あるいは脱粒をするところまでをいうのか。これは

雑穀類であります。それからビートやイモにしても、畑に小さく堆積をするところまでをいうのか、あるいは完全にそこから撤去される日までのことをいうのか、この辺をもう少し具体的にひとつ聞いておきたい、こう思うのであります。これは局長からひとつお答えを願いたいと思います。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘がございましたてん菜の風害の問題でございます。私も北海道の斜里郡における風害につきましている実情等の数字を検討したわけでございますが、ただいま先生から御指摘がございましたように、非常に深刻なる風害であるということは私もよく認識しております。

そこで、特に最近では斜里町で、てん菜風害相互共済というように自主的に始められたということも伺っております。そこで、こうした風害が非常に大きな損害を与えるということは私もよく認識しているわけでございます。また、共済の場合には、やはり共済としての一つの災害対策としての手法と申しますか、やり方と申しますか、そういうものがあるわけでございます。すなわち、現在の農作物共済その他のいわゆる共済制度は、収穫共済といまして、収穫時の減収に際して共済金を支払うたてまになっております。したがって、再播種によって一定の収量があらった場合には、それを基礎として共済金を支払うというたてまえになっております。風害がございまして、もう再播種はできないというところになった場合には別でございますが、さらにまだ適期の中にあつて種がまける、種をまいたという場合には、いまの共済制度では、その前に風で飛ばされた損害というのについて補償するというのが非常にやりにくい。保険の方式からいいますと、収穫保険というたてまえをとっております以上、それがなかなかみられない、こういう形になっております。したがって、そういうものにつきますと、共済制度の中でこ

れを救済しようということには非常に困難がございします。

それから第二の御質問の、収穫後圃場に積んであるものの事故はどうなるかということでございますが、共済責任期間の終期は、刈り取り後通常の圃場乾燥中までということになっておりますので、通常の期間における圃場堆積中の事故は共済事故になるわけでございます。

○島田(憲)委員 共済の性格からいって、所得補償という意味合いを非常に強く持つ限り、非常にむずかしい、こういうお話でありますけれども、ひとつ斜里三町におきます風害の実態というのを申し上げてひとつ再考願いたい、こう思うのです。四十三年から昨年度までの五カ年間に、斜里三町といふと小清水、斜里、清里、この三町であります。これが非常に強い風害の起こる地域であります。非常にひどかったといわれる昨年度における三町の被害面積は、再播いたした面積でいいますと、千五百七十七ヘクタールに及んでいいます。その作付面積に対する割合といふのは実に二六・八％に及んでいいます。五カ年間をとってみましても、延べ面積で四千六百六十六ヘクタールが再播あるいは再々播されるという実態であります。これら作付に対する割合も一六％を下らぬという状態でありまして、それから金額におきましては、この再播、あるいは天災によりまして被害、こういうものを全部まとめてみますと、いろいろこれにも試算の問題はありますけれども、通常、種代とか肥料代とか機械代あるいは農業、労務費その他等を積み上げてみますと、これまた金額においては反当たりで四千五百七十三円といわれる風害による余分な支出が行なわれた、損害を受けた、こういう数字になるわけであります。これを移植するあるいは再々播をするなどということになりますと、この再播だけで四千五百七十三円でありまして、もう一度被害を受けてまたまき直しをするというようになりまして、さらにこの上に二千七百八十七円、ビートの場合の移植では七千三百五十円と、たいへんな被害に

なるのであります。ですから、いまの制度の中ではなかなか救うのには問題がある、こういうことでありますけれども、この災害が終われば、あとビートやバレイショの被害あるいは病虫害によります災害なんというのは相当人為的にこれは予防することができるといふことで、三町におきましますと、この災害というのは、まさにこの風害によるものがその大半を占めるという実態になっていまして、これがまるきり畑作共済で取り上げられないとしたら、実はこの斜里三町、さらに網走の一部を入れたこの地域における畑作共済は、待望久しきにもかかわらず、実はさっぱり役に立たなくて、せっかくつくってくださったけれども、どうもこれは絵にかいたばかりのちみちになりかねないというのが現地の実は強い声なんです。

ですから、これを何とかひとつ、今回の畑作共済の中で、特に発芽期からという中で十分ひとつ処理していただけるような道を開いておいていただかせんと、せっかくの実験共済も実は軌道に乗らないのではないかと心配を持っております。であります。どうでしょうか、これは。

○内村(良)政府委員 先生御指摘の斜里三町の被害といふのは、私もよくわかるわけでありますけれども、先ほど申しましたように、共済制度の場合には、とれたもので損害評価をするということになっておりますので、収穫期がきてから損害評価をして共済金を払うということになりますので、種をまいて発芽の前に飛ばされたということとをみることは、いまの共済制度のやり方の中ではなかなか入りにくいという問題でございまして、一応私もいたしましては、検討はしてみたいと思っております。目下のところでは、それに

ついて共済制度のワケの中で解決するということでは非常に困難な問題ではないかというふうな考えでおります。

○島田(憲)委員 斜里三町におきましては、自主共済制度という一つの考え方を持っておられるわけでありまして、こうした自主共済にゆだねるんだとしたら、実際には風害常襲地域におきま

する畑作共済というものは、根づいていかなければなりか、受け入れられないという心配がござい

すので、ひとつ局長、いま明確にそれはそうしま

すというところはちょっと答えにくいと思いますが、

しかし、実情はもう十分おわかりいただいている

と思うのでありますから、少なくとも三町で昨年

に起こった災害の総体の損害額は実に六千八百万

円にのぼるのであります。種をまいて、種が吹っ

飛ばされただけですね。ですから、これはこん

なたいへんな損害を受けているのに、いまのルー

ルからいったらどうにもならぬというふうなことはほんとうに残念なであります。ですから、これはひとつ試験実施期間においても十分調査研究されるというのを望みますけれども、この地域の実態を何としても救うという、そういう共済制度のあり方にひとつ全力をあげて取り組んでいただきたい、こう思うのであります。ただやりとりをいたしても、なかなかいま明確におっしゃるとおりいたしますということをお答えにくだらうと思ひますから、これはひとつ課題として、先ほど何とか検討してみたい、こういう姿勢をお見せになっているようでありますから、その面に期待して、この質問を打ち切りますけれども、どうかひとつ検討願いたいと思ひます。

それから、先ほど収穫期の話がありましたけれども、通常いふところの圃場乾燥期間、この通常とは一体農林省ではどういふふうに見ているのですか。

○内村(良)政府委員 通常の乾燥期間というのはどう見るかということでございますが、これは水稻を例にとりますと、地域によって乾燥期間が多少日数等に若干の違いがあると思ひます。その地域の通常の農作業の慣習から見ても、大体この程度乾燥に日数を要するという、すなわちそういう常識的な線を考えているわけでございます。

○島田(琢)委員 それでいいんですかね、常識的な線です。これは非常に議論になるところでないかと思ひます。常識的というのをお互いに解釈し合ふと、これは非常に幅の広いものになるのですけれども、これはそういう範囲でかなり幅広いもの

だぞというふうには理解していいのですか。

○内村(良)政府委員 常識的ということでも申し上げたのであるいは問題があるかもしれないけれども、やはり地域によって作物によって違ひますので、大体何日だということなことをここで明確に出すほうがかえって現実から遊離するのではないかと思ひます。

○島田(琢)委員 それではわかりました。内村局長と実際に当たったときに、いやおれはそういうつもりではなかった、おれはこうだという議論がきつと生まれると思ひますから、それをひとつ腹に据えておいてください。

それから、いわゆる圃場堆積をしておいてかなり品質低下をします。インゲンなんかに至つては、菜豆類の中でも特に赤色のペニンとかアズキとか、こういう原色に近いものは、色流れというものによつてかなり商品価値を落とすものなんです。これはどういふふうにお考えですか。

○内村(良)政府委員 これもなかなかむずかしい問題でございます。豆類が色流れ等によりまして品質が低下して、その結果、食用には供し得るけれども値段が下がるということがあるということ

は私も重々承知しております。そこで、そういう場合色流れ豆の損害をどう評価するかという問題でございますが、現在の損害評価のやり方は、品質低下を評価するということとはなかなか困難でございます。そこで、それではどういふふうにしたらいかなということ

でございますが、技術的なことを申し上げますと、品質低下粒を収量から除くということでやればいいわけでございますが、その場合、こういうことがはたして技術的に全部やり切れるかどうかという問題がございまして、現在のところ、これもなかなか困難な問題でございます。こういふこと

につきましても、試験実施の段階で私も思ひますし、十分検討はしていかなければならぬと思ひますけれども、直ちに色流れ等による品質低下を十分に見れるかどうかという点についてはな

かなか困難な問題がございまして。

○島田(琢)委員 次に、基準収獲量の問題でありますけれども、今度の法案によりますと、一応七年間、豊凶二カ年を除いてこれを基準収量として見るという考え方を示しているようでも非常に

けれども、実は基準収量のとり方についても非常にむずかしいものがあるでしよう。これは実情は私もよくわかります。特にアズキのような非常に収量の豊凶の差の激しい、ことしは非常によかつたけれども来年になったら収穫皆無、こういうふう

に非常に豊凶の激しいものがある。さらにはまたビートやイモのように、地域によつてはたいへんな収量をあげている地域、さつき名ざしいたしました斜里郡三町、網走郡の一部については、最近

のビートやイモの反収というのが著しく向上してありまして、これを基準反収にとつていく場合には、このとり方ということによつては非常に違つてくるわけでありまして、この辺の考え方について

はどういふふうにお考えですか。

○櫻内閣内務大臣 指定畑作物の農家ごとの基準収獲量は、農林統計の過去一定年間の収量を基礎として一定の手續により組合が定めることとして

ありますが、てん菜、パレイシヨについては、最近の栽培技術等の普及に伴い反収収量が増加しているの、その設定にあつては、過去の実績の

ほか、最近の趨勢値も勘案して適正な基準収獲量を定めるようにしたい、こういうことについてはおるわけでありまして。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

なお、過去一定年間につきましては、北海道が四

十一年から四十三年まで道単独で実施した実験実

施が過去七年の中庸五年の平均によつておるの

で、それに準じた方法によることを考えておりま

す。

○島田(琢)委員 常識的にはそういうふうにお考

えなんでしょうけれども、実はビート、パレイシヨ

については、それでは非常に現状とそぐわないも

のがある、こういうふうには考えます。たとえ

ばパレイシヨでありますけれども、パレイシヨに

ついては、いまおっしゃったいわゆる過去中庸五カ

年の平均のとり方が、とり方いかんによつては収量

にたいへんな変化を生じます。たとえばパレイシヨ

で十勝を見ても、七年のうち中庸五カ年をと

ると、こういうことで見ますと、反当収量は二千

三百七十キロであります。ところが、四十六年の

統計調査によりまして平年反収によれば二千五百

九十キロ、こうなります。それから五年のうち三年

をとりまして二千四百八十三キロとなります。こ

れらの増減割合から見ても、七年のう

ち五年、それから統計調査の平年反収と比較して

みますと、いま申し上げましたとおり、その差に

おいて二百二十キロの差があります。その割合は

九二%になるわけでありまして。ところが、五年の

うちの三年というごく最近の数字をとりまして、

さつき申し上げましたように、十勝においてはパ

レイシヨは二千四百八十三キロで、これを統調収

量との比較で見ますと、片や九二%に対して一〇

五%ぐらいの開きになる。だから、大臣、いまお

っしゃったようなとり方で言いますと、九二%でし

かないのであります。基準収量というものはそれ

ぐらい。裏を返せば、私がさつき申し上げたよう

に、収量が年々非常にカーブを描いて上昇してい

るということが言えるわけでありまして。これは五

品目全部についてではありませんが、これは五

品目にパレイシヨ、ビートについては著しいという

傾向を持っていますわけでありまして。だから、趨勢

値を加味してというふうになさきおっしゃいまし

たから、その点については私は理解をするのです

けれども、しかし、過去の七年間のうちの中庸で

あるというのであれば、そこのほうが何か具体的

なように聞えますので、そうじゃなくて、いわ

ゆる趨勢値を十分加味した基準収量のとり方に考

え方の重点を置いていただきたい、こういう一つ

の考え方を私は持っております。どうでしょう

か。

○内村(良)政府委員 私も農蚕園芸局等の関係者

から最近における栽培技術の進歩については十分

なる情報を得ておりますので、趨勢値等を十分勘

案したいと思ひます。

○島田(塚)委員 次に、てん補の方式であります
が、これが非常に問題になる点であります。すな
わち、足切りという問題です。今回出されました
てん補の方式は、パレイシヨ、てん菜において二
割、豆類においては四割といういわゆる二四方式
であります。さらにB案によりますと、各作物五
品目を一律三割という考え方が出されているわけ
であります。しかし、これも現地あるいは農業団
体の要請が強く行なわれた点でありますけれども
ただいま申し上げました基準収量あるいは平年の
収量等を見てまいりまして、パレイシヨ、てん
菜でいわれる二割の足切りあるいは豆類で四割の
足切りというようになるとなると、これはと
ても災害の対象なんかになりつけない。この点の
説明をひとつお願いしたいわけでありまして、
○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘が
ございましたこの足切りの問題、これにつきまし
ては、この法案をつくります前にいろいろ議論が
あったところでございます。

そこで、現在実施しております農作物共済ある
いは果樹共済などのいわゆる作物共済の場合にお
きましては、農家の自家保険能力とか、あるいは
損害評価の問題ということから足切りを設けてお
りまして、大体三割になつておるわけでございま
す。

そこで、今回試験実施いたします畑作物共済も
作物共済として同様の性格を持つものでございま
すので、今般の実験については一応原則として足
切り三割ということでやりたい、こう考えたわけ
でございます。ところが、てん菜、パレイシヨの
場合には三割という被害はほとんどないというよ
うな話もございまして、私も現実のデータに基
づいて検討してみまして、確かにそういつ
た面もございまして、組合の選別で、てん菜、
パレイシヨにつきましては二割、それから豆類に
ついては、豆類は非常に被害が高いということが
ございまして、四割ということで、三割でいく
か、あるいはパレイシヨ、てん菜二割、豆類は四
割という選択を組合がした場合は、それでやると
いうようなことになつたわけでございます。

○島田(塚)委員 選択方式にしても、一律三割と
いうことになつたら、とてもパレイシヨやビート
なんかは話にも何にもならぬのです。豆類では四
割ですから、三割になれば、これはだいぶ低くな
ります。しかし、この際、私はこの選択方式を改
めて、パレイシヨ、てん菜は一割だ、豆類は三割
だ、もっと要求したいけれども、当面三割だ、こ
ういうことで試験発車させるべきじゃないですか
もう明らかに、とてもこんな二割、四割なんとい
うようなことでは話にならないですよ、これは。
せっかく前段でも、いろいろ幅を持ってこれか
ら十分ひとつ、試験実施とはいへども、本格実施
するまでの間に考えていこう、こういう考えをお
示しになったのだけれども、この足切りでこれを
固執されるのであれば、このいわゆる実施につ
いては私は非常に危ぶむ気持ちになります。これ
で実際に試験に参加してくれるとお考えですか。
○内村(良)政府委員 足切り一割という御提案が
あったわけでございますが、一割ということにな
りますと、やはり損害評価の場合の誤差というも
のが非常に問題になるんじゃないかということ
で、これまでの共済事業は長い歴史があるわけでござ
いますけれども、一割足切りという事業は、実験
といへどもやることがないということになつて
おります。そこで、確かに被害が低いことは事実
でございますけれども、どうも技術的な問題もあつ
て、てん菜、パレイシヨ一割というのはなかなか
とりくに、豆類ではないかというように考えます。
また、豆類につきましては、これは収穫保険の
外の問題であるというようにあるいはお考えにな
るかもしれないけれども、価格が減収の場合には
上がるといふことがございまして、ある程度価格
騰貴によつて農家の所得がカバーされるといふ面
もあるのではないかと、これも一応三
割方式、あるいは組合の選択した場合には四割で
実験してみたいというように思っているわけでご
ざいます。

ただ、実験の結果、それが非常に無理があると
いうことであれば、本格実施の場合にあらためて
考える必要があると思ひますけれども、私どもと
いたしましては、ただいま申し上げましたような
理由から、試験実施については一応三割、組合が
選択した場合には二割、四割という方式でやりた
いというふうな思つておるわけでございまして、
○島田(塚)委員 いまの足切りの比較は、私がこ
こで申し上げるまでもない一つの基礎被害率の比
較というふうなことをなされたと思ふのでありま
すけれども、これによつてもたいへんな数字の差
があるのです。こういうふうになりますと、これ
はやつても意味がないし、被害もほとんど救済さ
れない、こういう状態にいまの二割、四割ではな
てしまふ。これはひとつ、やはり考え直してい
たかなければならぬと思ふのです。ちよつとでき
ないという、いまたいへん冷たい返事でありま
すけれども、どうですか、これは直ちにいまこ
そいうことにならぬのかもしれないけれども
しかし、これらを十分想定していわゆる試験実施
をしてみたいというお考えくらいは持っている
のですか。これは全くだめですか。

○内村(良)政府委員 先生の御指摘の点、よくわ
かりますけれども、やはりこれは一つの共済制度
としてやるわけでございまして、一割の足切り
というものはたして技術的に可能であるかどうか
という問題があると思ひます。そこで、試験実施
といたしましては、二割、四割ないしはその三割
の選択制でやるというのが一番現実的でないかと
いうふうな考えでおるわけでございまして、
○島田(塚)委員 どうしてもいまの二割、四割を
固執されているようでありますから、これは一つ
課題として、これから実際に試験実施される段階
でそれを少し見守りたい、こう思ひます。

そこで、次でありますけれども、これら試験実
施にあつてはどれくらいの戸数を、北海道の場合
でけつこうです、施設あるいはサトウキビの關係
については除きまして、北海道におきます畑作物
の五品目の試験実施の予定地域といひますか、さら
にはまた予定町村を、お考えの中にあつたら

発表願ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 どの程度のものを見込んで
いるかということでございますが、予定地域とい
たしましては、上川、十勝、北見等の主要畑作地
帯を考えております。

そこで予定の対象面積でございますが、私ども
が考えておりますのは、大体パレイシヨが七千ヘ
クタール、てん菜が五千四百ヘクタール、大豆が
三千三百ヘクタール、アズキが五千四百ヘクタール
インゲンが五千六百ヘクタールで、合計二万四千
七百ヘクタール。戸数といひましては、一万一
千戸程度の戸数で実験したいというふうな思つて
おります。

○島田(塚)委員 相当の面積と戸数を予定してい
るようでありますけれども、今回の加入方式、こ
れも議論の分かれるところでありまして、こうい
うのも、この任意加入あるいは当然加入、こうい
う一意見があると思ひます。私は、この当然加入
できる、あるいは任意でないにしても喜んで加入
できるという、そういうものではない、ほんとう
は共済制度としては不備なんだ、そう思うので
す。それはいろいろ考え方や置かれてある条件が
違ふ農家の中では、選択をするにあつて当然こ
ちらは、この制度は非常にいいものだ、入つて
くれる、こういうふうな思つても、そうした条件
を異にする場合にはいれないという場合もあるで
しょうけれども、私は一般論として、この制度な
らわれればひとつ進んで実験に加わろうじやな
いか、あるいは本格実施になつても、当然だの任
意だの言わなかつた、皆さんはこれを選んで
入るわけですね。そういう点を考えますと、任意
加入としたことはきわめて民主的なやり方であ
りますけれども、しかし、はたして任意にまかして
おいて一万一千戸の農家が参加するかどうか、
私は非常に心配を持っております。

というのは、さっきの足切りの問題あるいは基
準収量の取り方いかんによつてはたいへんな差が
出る。それから風害の常襲地域における取り上げ方
こういうものが一連して整備をされませんと、な

かなかにして実験といえども、これは一万一千戸の農家を選ぶにあたっては難儀をされるのではな
いかと思います。もちろん私はこれに歯どめを
うつもりはありません。おまえらこんなものは
めだから入るななんというところは言うつもりは
ありませんけれども、やはり実験する以上、しか
たいへんな長い期間待望しておりましたこの畑
共済でありますから、皆さんが喜んで入るとい
うものを私もはつくってほしいかたというの
私の真意であります。

このままでいきますと、私はどうもこの面積の
達成、戸数の達成はむずかしいよう気がするの
ですが、その見込みは確実で、自信を持てますか。
○櫻内国務大臣 これは将来の本格実施に備えて
関係農家の協力を得て試験的に事業を実施するた
てまででございますので、そこで任意加入方式を
とつたのであります。しかし、畑作物共済事業の
健全化と安定的な運営を確保して試験実施の目的
を達成するためには、関係農家の継続的な加入を
確保し、任意加入ということで逆選択などが起き
る、そういうことではならぬので、これらの防
止をはかる必要もございまして、そこで対象作
目の一括加入方式の採用をいたしておるわけで
ございますが、掛け金についての助成等を行なうこ
ととしておりますが、運用面においてもこの点
に十分配慮をいたしまして、この試験実施が目的
に沿つて十分に成果のあがるように心がけてま
いりたいと思ひます。

○島田(彦)委員 次の問題にも大臣は触れてお
えになりましたが、私は次にその問題を実は聞
きたいと思つておつたところであります。私は
いま当然だ、任意であるいは強制だなんてこと
を言わなくても入るような共済制度をつくり
くべきだということを重ねて申し上げておきま
す。いま大臣のお話にありました共済掛け金の庫
負担の問題でありますけれども、これは水稲の半
分にも満たない三割しか国は負担しない。北海道
では道が一割を上積みしようというこの動きが
あります。これは御承知になつてゐると思つた

あります。しかし、それにしても四割ですね。私
は試験実施ならもっとも高い国庫負担率が出
されてしかるべきだと思つておりました。せめて
最低限水稲並みの六割二、三分ぐらいは私は国庫
が負担して当然だということに考へていたので
すが、この辺の考え方はどこにあったのでしょうか。
○内村(良)政府委員 米並みの掛け金の国庫補助
が必要じゃないかということでございますが、私
どもといたしましては、試験実施でございますか
ら、過去の例がございまして、果樹について御
承知のとおり試験実施をいたしまして、ことし
から本格実施に入つたわけでございまして、果樹の場
合には保険料の一〇割、一割の補助であつたわけ
でございます。それで実験をやつて、本格実施に
なつてからかなり国庫負担をふやした、こういう
ことになつておりました、実は関係方面等との折
衝の際も、もう果樹の先例がございまして、実
験の場合は大体一割程度でいいのではないかと
いうことで、われわれも実はいふん苦勞したわけ
でございます。その結果、北海道における畑作物
の重要性あるいは沖繩におけるサトウキビの重要性
ということを考えまして、三割という線で実施す
ることになったわけでございまして、実験であ
りますからあまり高い、たとえば水稲並みある
いは水稲以上の掛け金負担をして実験が行なわ
れたら、確かに料率をつくるにはそれでいいか
もしれませんが、将来の保険事業というような
ことを考えました場合には、三割程度が実験で一
番いい線ではないかというふうに考へておるわけ
でございます。

○島田(彦)委員 これはいま果樹共済のことが
出ましたが、確かに試験中は一割。しかし、こと
から五割になつたわけですね。それはやはり根拠
があつたから五割になつたわけですね。だから、
試験は一割でいいんだ、三割でいいんだとい
うの内の内村局長のお話は、私は少しばかり理屈じや
ないかと思つた。現実には果樹を一割でやつ
てみたら、本格に移る場合にはこれを五割にせぬ
ならぬ、こういうことで五割に上げた。明らかに

試験結果を踏まえてそうなつたわけだ。畑作物共
済においては果樹共済と同じような問題あるいは
それ以上の問題をかかえているということは、いま
までの議論の中から明らかになりました。だとし
たら、少なくとも五割ぐらいの負担をされるべき
ではないですか。すでに果樹共済において実験済
みなんです。ですから、三割ぐらいが適当だと思
うと、これは少し自信のないようなおっしゃり方
だから、何も突つ込むわけじゃありませんけれ
ども、果樹共済が一割でやつたら、これはやはり五
割にせねばならぬということになつたわけでは
う。そのあとにことしから始まる畑作物共済は、少
なくとも水稲並みがだめなら、この五割の果樹共
済並みの国庫負担をすべきじゃないでしょうか。
どうでしょう、これは。

○内村(良)政府委員 これはなかなか議論のある
ところでございます。私どもといたしましてもし
ろいろ考へたわけでございますが、畑作物の被害
の実態その他今後どう試験実施の結果出てくる
かということもございまして、実験で、先
例といたしまして果樹で一割ということもござ
いまして、諸般の事情をいろいろ考へまして三
割ということにしたわけでございまして。北海道
のほうでも、北海道における畑作物の重要性にか
んがみまして、さらにそれに一割程度の上のせをし
たいということも考へられておるようございま
すけれども、ともかく実験はそういうことでや
らしていただきたいというふうに考へてゐるわけ
でございます。

○島田(彦)委員 名にし負う内村局長といえども
どうも財政当局の力に屈した、だから、向こうが
一割といたつたやつを、やつとこき三割にしたの
から手柄を認めてくれ、こうおっしゃりたいん
だろけれども、これはいままでの議論の中でも、
足切りが譲れない、ほかもたいへんきびしい。そ
うであるならば、私はせめて国庫が負担をするの
は五割は負担すべきだと思うのですよ。
大臣、これは再折衝されるお考えはありません
か。ひとつ大蔵省農林局なんていわれないよう

大事な長い間の懸案である畑作物共済の実施がこ
しから試験というもので行なわれるのですから、
胸を張つてひとつこれは大蔵省と折衝してもら
いたいと思つたのです。われわれも応援しますよ、
これは。

○櫻内国務大臣 先ほどから内村局長から苦心の
ほどを申し上げておるのでございまして、その実
験が済んで果樹が五割、だから畑作物のほうも五
割でいいじゃないかと、御主張はわからないでも
ないのであります。また大蔵省のほうは、実験
が一割だった、一割にせい、とは言わなかつたの
であります。今回の実験を三割でということに
ついては、御質問の中でも触れられましたように、
農林省としては大蔵当局と相当やつたつもりで
ございまして、いまこで五割にできるかどうかと
いうことはお答えができませんのであります、
折衝をしろというのでありますから、しないとい
うわけではございませんけれども、しかし、こ
ういう法案を出す以上におきましては、やはりそ
こは話がつまつてのことであるので、この
段階ではたいへんむずかしいということを率直
に申し上げておきます。

○島田(彦)委員 これは私は、自民党の皆さんも
私の言つてゐることは無理ないと思つたのですよ。
ですから、大臣をひとつ激励する意味で、この法
案の上がるまでの間に理事会でも十分にひとつ
の取り扱ひを検討していただいて、場合によつて
はこの部分だけ議員立法——そんなわけにいき
ませんが、ひとつ財政当局をこの際屈服をさせな
ければ、いついづれ金の出し惜しみで、せつなく
櫻内大臣が一生懸命日本の農政をやろうと考へて
いらつしやうともいつも財政問題で、いままでの
法案の大半はこの財政問題が引つつかつてきて、
法案は全部通つてしましたけれども、しかし、ど
うも私どもは釈然としなない。なぜこんなに農政に
対して金の出し惜しみをやるんだらうという感じ
が強いのです。

今回の畑作物共済というのは非常に落ち込みまし
た価格政策の一つの裏づけといひますか、裏から

のささえをするという意味が非常に強い制度でございませうから、それだけにそういうものが満たされないとするれば、私は前段でおどかしでなく申し上げたように、試験実施といえどもたいへん現地としては受け入れにくいのではないかと。もっと端的に言えば、とてもこんなものではだめだということとで参加をしないのではないかと。うううう、すでに私もこの法案をかなり早く手に入れたときから現地の意見を聞いておりました。非常にそういう意見が強いのであります。

ですから、法案審議を通してその点を明らかにしていかなければならない責任も私どもにもあります。せっかく出された畑作共済、もう幾度も言いましたように、久しくわれわれが待望していた制度でありますから、せっかくのこの制度がほんとうに生きてくるように期待をするのは当然であります。頭からこれをつぶすなという考え方に立って私はいま議論をしているではありません。ほんとうにこれが生きていくようにわれわれがしなければならぬ責任がある、そう考えますときに、一つ一つの問題をやはり組上にあけて、政府当局ができない面はわれわれ議員もひとつ与野党あけて力を合わせて、この畑作共済制度の実現をしなければならぬ、こう思うものですから、いささかしゃべり過ぎる意見も申し上げるわけですが、けれども、ひとつしっかりがんばってほしいと思うわけでありませう。

持ち時間がなくなつてまいりましたから、私の質問はこれで終わりますけれども、きょうはごく一部の問題点のみを議論の対象にいたしました。全体を通じて、どうかひとつ園芸施設共済あるいはサトウキビに至るまで、この共済制度が五年を待たずして一刻も早く本格実施に移されるようにひとつ本法案を通じてその中身を充実させる、そのための議論を私もはしたい、こういう願いを込めて、私の持ち時間を消化したわけでありませう。どうかひとつ腹を据えて、この共済制度を農家に非常に喜んでもらえるような形にしたい、ただくように最後に希望を申し上げますが、大臣から

一言決意のほどを承って、私の質問を終わりたいと思ひます。

○櫻内国務大臣　せっかく北海道で実験をされたのを本格的な実験に今度は取り上げていこうというこの際でございまして、先ほどもお答えを申し上げましたように、五年のめどをつけておりますが、この実験が早急に成果をあげまして本格的なものに推移していきたい、その間にいろいろ御意見を賜つて、それらをよく検討して実のあるものにいたしてまいりたい、かように思つておる次第でございませう。

○島田（琢）委員　以上、終わります。

○佐々木委員長　次回は明二十一日、木曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

昭和四十八年六月二十七日印刷

昭和四十八年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局